

**Q&A ご質問と回答**  
**中小企業海外展開支援事業～基礎調査、案件化調査及び普及・実証事業～**

No.	項目	Q	A
<b>本事業全般について</b>			
1	参加資格要件	製造業で資本金は3億円以上だが、従業員数300人以下の場合応募資格はあるか？	ございます。中小企業の定義は中小企業法によることとなっています。また、中堅企業については10億円以下としています。
2	参加資格要件	資本金9,000万円、従業者290名の建設会社は資格に問題ないと思うが、売上げが100億円ある場合は上場並みとみなされることはないか？	あくまでも中小企業法の定義によることとなりますので、売上額は要件ではありません。
3	参加資格要件	昨年度の案件化調査（第二回）に採択された事業者が、技術・国が異なる提案を現在公示中の案件化調査に応募することを検討されている。募集要項及びFAQを拝読する限り、応募は可能と理解しているが、もし二番目の提案が採択された場合、契約期間の重複は許されないのか？	ご理解のとおり応募は可能ですが、契約期間が重なることは認められません。
4	全体スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採択結果通知後、事業開始まで5か月以上とされているが、早めることはできないのか？</li> <li>・昨年度のスケジュールを見ると第一回公示と第二回公示で事業開始が1か月ほどしか違いがないが、こういった理由があるのか？また、その違いによる契約までのポイントや注意点などがあれば教えてほしい。</li> </ul>	<p>採択結果通知後、事業開始までについて、これまで、最短の手続きを完了した事例を記載しておりましたが、標準的な手続き期間は平均「5ヵ月」程度となっているため、現実的なスケジュールを記載しています。契約交渉に向けて具体的な事業計画を提示いただき、経費の詳細内訳を出来るだけ早く提示いただくこととし、事業開始をスムーズにすることがポイントとなります。</p> <p>なお、本回答における「採択」とは、JICAの調査委託内容に関して企画書を基に契約交渉を開始するという意味です。したがって、企画書内容に全てJICAが了解したという意味ではありませんので、ご注意ください。</p>
5	全体スケジュール	契約締結前に当社が海外進出のために支出する費用については、2018年度第一回中小企業海外展開支援事業の支出に盛り込むことができるのか？	契約前に発生する費用については計上いただくことができません。
6	全体スケジュール	今回公示タイミングは遅れたが、次回公示は例年通りのタイミングに戻るのか、同様に遅れるのか？現時点で決まっているスケジュール感を教えていただきたい。	次回の公示時期については、日程が決まりましたらJICAウェブサイト上で公表させていただきます。
7	【基礎調査】 販売実績	提案企業が現地での一度の技術売買実績がある場合は、基礎調査で応募が可能か？	可能です。

8	【案件化調査】 事業期間	「事業期間、契約締結日から1年間程度」とあるが、1年を少し越しても良いか？また、上限はあるのか？	原則1年間程度としていますが事業内容によっては、1年間を超えるご提案も可能です。また上限は定められておりません。
9	【普及・実証事業】 地域産業集積海外展開 推進枠	複数の企業のもつ機器、機材、ノウハウを組み合わせたシステム、パッケージを提案可能とのことだが、別添資料3のFAQ10番には提案企業のノウハウを活用し、他の企業の製品と組み合わせることは可能と記載がある。他社製品と提案企業のノウハウを組み合わせることは今回の新設枠ではなく、従来の普及・実証事業でも可能ではないか？	従来より普及・実証事業では複数の機材を組み合わせご提案いただくことは可能です。 地域産業集積海外展開推進枠では日本国内の同一地域から同じ展開を志向する複数の企業が製品を組み合わせた共同提案をいただくことがポイントとなります。「地域」として海外への展開を支援している企業に活用いただくことを趣旨としています。
10	【普及・実証事業】 インフラ整備技術促進 特別枠	農地の排水技術は対象分野に記載が無いが応募できるのか？	インフラ建設を伴う技術実証が中心的な目的であれば応募は可能です。
11	【普及・実証事業】 インフラ整備技術促進 特別枠	JVの結成は可能だと記載されているが、JVに学校法人を加えることは可能でしょうか？もし、学校法人がJVに参画できない場合、外部人材としてまたは、再委託で委託することは可能か？	学校法人は中小企業・団体ではないので対象外となり、JVは組めませんが外部人材または提案法人の補強としては参画できます。
12	【案件化調査】 途上国発イノベーション	提案製品は日本には通常のユーザー向けのマーケットが存在しないが、研究用として国内研究機関への販売実績を有している。（海外での販売実績なし）。このような場合でも途上国発イノベーションとして提案することは可能か？	可能ですが、研究用として研究機関への販売実績がある場合は途上国発イノベーション枠ではなく、通常枠でも応募は可能です。
13	現地再委託費	ソフトウェアの開発、カスタマイズにあたって、日本でシステムエンジニアに委託して現地で作業してもらうことは再委託にあたるのか？もしくはそのシステムエンジニアを外部人材として登録することが必要か？	提案製品・技術が日本国内等において既に活用されていることを本事業においては想定しています。よって、ソフトウェアの開発を最初からJICA事業として再委託することは想定されていません。 一方、ソフトウェア（自社製品）のカスタマイズにかかる経費は、外部人材や再委託ではなく、＜機材製造・購入・輸送費＞中の＜本邦機材製造・購入費＞に計上した機材価格に含める形で、カスタマイズソフトウェアの「1ライセンスあたり使用許諾料」を算出してください。（経理処理（積算）ガイドラインP.17参照。）
14	【案件化調査・普及実証事業】 セミナー会場費	普及・実証事業の公示資料別添3のFAQ68番に現地におけるセミナーの会場費は計上できないと記載があるが、先ほどの説明では計上できるとのことだったが計上して良いのか？	今回の公示から案件化調査と普及・実証事業において会場費の計上が可能となりました。ただし、飲食費用等その他のセミナー費用は計上いただけません。掲載していたFAQに誤記がありましたため、5月2日付けで修正の上、差し替えておりますのでご確認ください。
15	【普及・実証事業】 機材据え付けに係る人件費	公示資料別添3のFAQ71番に自社人材や機材メーカーの技術者を派遣して設置作業を行った場合の費用が計上できるとあるが、機材メーカーの技	設置作業にかかる人件費は、＜機材製造・購入・輸送費＞中の＜現地工事費＞として計上可能です。一方、技術指導や調査などにかかる人件費は、外部人材の

		術者を派遣した場合と外部人材とした場合との違いは何か？	場合は計上可能（補強を含む提案法人人材の場合は計上対象外）です。想定する作業の内容で判断してください。
16	【普及・実証事業】 機材輸送・設置費	自社で購入した機材を現地へ運搬してカウンターパートへ譲与した場合、運搬費用、設置費用は計上して良いのか？	運搬費用、設置費は、＜機材製造・購入・輸送費＞中の＜本邦機材製造・購入費＞に計上された機材を対象とします。従ってJICAに所有権（経理処理（積算）ガイドラインP.16参照）が移動せず、かつ、損料扱いでもない機材については、運搬費用、設置費の対象となりません。ただし、経理処理（積算）ガイドラインP.8の（注2）に鑑み、事業で使用する機材を自社負担で調達しカウンターパートへ譲与した場合、日本から現地への片道輸送費用、設置費用については計上可能です。
17	外部人材	提案法人と基本契約を締結済みの現地の事業パートナーを外部人材として起用できるか？	経理処理（積算）ガイドラインP.9の⑤に記載のとおり、提案法人の事業パートナー企業（＝企画書において、提案法人とともに提案製品・技術の海外ビジネス展開が促進されるという便益をえる企業）の場合は、外部人材ではなく補強として登録いただくこととなります。また、現地再委託の契約相手先ともなり得ませんのでご承知ください。
18	外部人材	現地のコンサルタントの渡航費はどのようになるのか？	業務対象国の活動地に居住する業務従事者の渡航費はそもそも想定されません。ただし業務の必要で居住地から移動する場合は、渡航費を旅費として計上可能です。
19	外部人材	本事業に大学教員が外部人材（チーフアドバイザー）として参加する場合、企業と大学の間で共同研究や受託研究契約などを締結するか、寄附として受け入れて当該事業を実施することは可能か？	経理処理（積算）ガイドラインP.9の外部人材適格要件①や⑤を満たさない場合は、「外部人材」には該当せず、提案法人の補強人材となります。
20	事業計画	バリューチェーンの一部に現地に残留している大企業を組み込むことは可能か？	事業計画としてバリューチェーンの一部に大企業を組み込むことは可能です。
21	【普及・実証事業】 実証機材	提案内容が機材よりも技術であるため、使用する資機材に関しては中古のものの利用を提案したいが、採択までに故障してしまった場合はどのようにしたら良いか？見積書に載せた機材からの変更はできるのか？ また機材ではなく、技術力を中心とした提案だが、機材に関して他社製品との比較等は記載が必要か？	機材が実証期間中十分な活用ができることが前提であるため、実証機器として中古品を使用することは想定しておりません。
22	【案件化調査】 消耗品の取り扱いについて	スリランカでの教育プログラムの現地適応性を調査予定。市販されている教材を生徒に配布するために当社負担で購入し現地へ持ち込む場合は消耗品として計上できるのか？	案件化調査においては、消耗品や機材の購入経費は計上対象外です。一方、輸送費のみの計上は可能ですが、原則は往復分計上であるところ、片道分のみを計上する場合は、その妥当性を契約交渉で確

		か？もし計上可であれば、自社負担で購入した教材をスリランカへ輸送する輸送費のみ経費として計上することを申請したいと考えている。輸送した教材は教育プログラムの検証終了後、現地にて処分（検証授業に協力してくださった学校へ寄贈）したいと考えている。	認めます。（経理処理（積算）ガイドライン P.19 参照）
23	【普及・実証事業】 協議議事録サンプル	協議議事録のサンプルに、カウンターパート機関への支払いはできないと記述されていない理由は？	カウンターパートへの支払いは精算対象外としていることによります。
募集要項			
24	【案件化調査、普及・実証事業】 P.1 第1 事業の背景・概要・目的	事業名は中小企業海外展開支援事業であるが、なぜ中堅企業が同枠の中で競うこととなったのか？	JICAは、海外展開を目指す中小企業等を支援する枠組みである「新輸出大国コンソーシアム」の一員として、他の公的機関や金融機関、商工会議所など国内各地の機関とともに、中小企業の海外展開支援事業に取り組んできました。一方、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の日本政府の政策や、「新輸出大国コンソーシアム」の取組みにおいては、中小企業向け支援の充実とともに、中堅企業の海外展開への支援の取組み強化が求められています。このためJICAは、2017年度第二回公示より、案件化調査及び普及・実証事業において、中堅企業が応募可能な事業枠を設定いたしました。中小企業とは別枠での募集となっております。
25	【普及・実証事業】 P.3 3. 採択予定件数	鉄道や道路のようなインフラと同様に、農地の灌漑や排水機能を整備する農地基盤整備に関する提案は「インフラ整備技術推進特別枠」に該当するか？	農地基盤整備も広い意味でインフラ整備技術と考えますので該当致します。
26	業務主任者	業務主任者はあくまで3号（経験年数13年以上）である必要がありますか？4号で、年数は少なくとも、その分野で3号よりも深く経験を積んでいるような人でも業務主任としては申請できるのでしょうか？	申請可能です。ただし、業務主任者は専門分野で十分な知識経験を有するのみならず、全体案件管理やビジネス計画等についても責任者としての職務を果たすことが想定されます。
27	業務主任者	業務主任者が、最終の渡航時のみの現地訪問でも可能でしょうか？	応募を妨げるものではありませんが、調査の目的を達成するための適切な調査実施体制が組まれているかは審査のポイントとなりますので、適切な人選をお願いいたします。
28	【案件化調査】 現地活動費	携帯電話に付属のGPSデータなどを調査に使いたいが、携帯電話本体（3万円程度）を消耗品として計上することは可能か（10台程度）？	案件化調査においては、消耗品や機材の購入経費は計上対象外です。
29	【普及・実証事業】 現地活動費	現地で水質検査をする予定である。検査を現地に再委託するよりも簡易検査キットを購入して自前で測定するほうが安価だと思われるが消耗品として計上可能か。	<機材製造・購入・輸送費>中の<本邦機材製造・購入費>または<現地機材製造・購入費>として計上可能です。

30	【普及・実証事業】 P. 15 5. 事業の種類・経費 (※) インフラ整備技術推進特別枠	「現地建設工事・安全管理ガイドライン」を策定中、とあるが、このガイドラインに沿った対応をおこなうことにより現場工事等の費用が増大する場合には、採択後の費用の追加計上は可能か？	企画書提出時の見積総額が契約金額の上限となることが原則ですが、契約交渉時にその必要性について確認させていただきます。
31	【普及・実証事業】 P. 15 6. (1) ① 見積金額内訳書（見積金額根拠資料含む）	原則として二者以上から取得した見積書の提出が必要、となっているが、現地での工事等に関わる現地企業が本事業の遂行に必須な重要パートナーであるため他者での実施の可能性が無い場合、それでも二者以上からの見積が必要となるのか？	見積根拠資料としては、価格妥当性確認のため、複数見積の比較を原則とします。また、実際の再委託の契約相手として特定の一人を無競争で選定する場合は、技術的に他の選択肢がない合理的な理由を説明いただく必要が、また、その提示価格の妥当を説明いただく必要があります。
32	【案件化調査】 P. 33 ODA 案件化、ビジネス展開にかかる仮設の熟度	相手国政府機関と予算計画などの話は進んでいるが、ビジネスパートナーが確定していない。このような熟度で応募は可能か？	応募の段階では、必ずしも具体的にはビジネスパートナーを記載していただく必要はありません。（提案される候補がある場合は、調整状況などご記載ください。）
33	【普及・実証事業】 6. 採択後事業実施中の提出物 (1)、② 協議議事録	協議議事録は採択を受けてから取得するものか？採択後に協議議事録取り交わしの時間を要することが想定されるため、可能であれば事前に取得したいと思うが可能か？	採択後に取得いただきます。ただし、取得がスムーズに運ぶように事前に一定の調整を行っていただき事業への協力について確認（了解）を取り付けることを推奨します。（様式3 協議議事録（サンプル）についても適宜、ご利用ください。）
様式3 企画書			
34	調査実施体制	外部人材のみで現地での中間調査（2回目の調査、或いは3回目の調査）は行うことが可能か？	応募は妨げませんが、提案企業として、自ら実施可能なもの、実施が困難なものを峻別した上で外部人材の活用を計画してください。
35	別紙1 事業計画書	別添1の「ビジネス展開計画表」と別添1記載の「事業計画書」とは異なるのか？ これは現在の邦人企業において記載するものか？または現地事業について記載するものか？また海外進出において直接投資で行った場合、現法で行った場合、パートナーとの共同事業で行った場合のそれぞれに分けて作成する必要があるのか？	用語が統一されておらず失礼いたしました。基礎調査の募集要項の別添企画書様式P9の別添1 ビジネス展開計画表は事業計画書に読み替え願います。また、事業計画では提案事業に関する売上/収益規模、販売数量等を具体的に記載ください。進出形態で場合分けするのではなく、進出段階のシナリオに沿って事業計画を記載願います。
36	別添1 事業計画書	下段に〈備考〉として、「必要に応じて、事業計画書を加工していただいても構いません」との記載があるが、費目である売上・売上原価・売上総利益・営業利益・経常利益等、記載されている費目名称を独自に変更して記述しても良いか？	主旨を踏まえて一部変更していただくことは可能です。
37	別添4 外部人材 業務の総括者	外部人材業務の総括者として、その専門性、予定する途上国での類似調査経験、現地ステークホルダーとのパイプを有すること等から、某大学教員を予定しているが、大学の講義の関係から現地調査参画の確約が難しく、国内調査支援のみを予定している。この様に国内調査支援のみ	業務の総括者が国内活動のみに従事する計画とされることは可能ですが、実施体制として（特に現地活動において）十分な構成としていただくようお願いします。調査団の指示命令系統について企画書で十分に説明願います。

		の外部人材を総括者に据えることは、調査実施体制として好ましくない、もしくは弱いという判断がされるのか？	
38	別添 4 外部人材 業務の総括者	業務副主任や外部人材業務の副総括者を立てることは可能か？その場合は、該当する者の経歴書を企画書に添えても問題ないか？	可能です。ただし、経歴書の添付は必要ありません。
39	【普及・実証事業】 相手国側政府機関	企画書提出の段階で現地のカウンターパートとはどの程度話を詰めておく必要があるのか？内諾した合意書等の書面の提出は必要か？	企画書の内容を具体的に実施可能なものとするためにも対象国のカウンターパートとは事前にコンタクトしておき、提案が採択されたら協力して普及・実証事業を実施するという一定の確認はしていただきたいと思います。企画書の段階で合意等の文書の提出は求めておりません。また、その状況を企画書の中で説明いただければ審査の中で参考にさせていただきます。
40	【普及・実証事業】 別添 2 工程・要員計画表	「作業フロー図」を添付してわかりやすくしようと思っているが、別添 2 の直後につけても良いか？	所定様式以外の別添資料は審査の対象外となりますので、分かりやすく取り纏めて頂き、本文中に含めて記載ください。
提出書類			
41	財務諸表	財務諸表の提出にあたり、決算が提出時期をまたぐため、最新の財務諸表を提出することは難しいのだが、その場合、それ以前の直近 2 年分の提出で良いのか？	ご質問のと通りの掲出で結構です。
様式 4 見積金額内訳書・見積金額内訳明細			
42	現地傭人	現地傭人が国内で出張する場合、日当・宿泊費は現地活動費に計上可能か？可能な場合、どの経費で積算するのが好ましいか？	現地傭人の日当・宿泊費は、＜現地活動費中＞の＜現地交通費＞で計上可能です。ただし、傭人給与と同時に支払って領収書も同一とすることを想定する場合は、現地傭人費での計上も可能です。
43	見積	今回の応募する企画書の作成、報告書の作成、及び、精算業務支援に関して、外部の専門性を活かして海外展開の支援を行うコンサルタント等にサポートを依頼予定であるが、どのように計上すべきか？費目等教えてほしい。	外部人材に関する人件費として計上ください。ただし、計上できる人件費は JICA と提案法人との業務委託契約履行期間内の業務に限られますので、企画書作成支援にかかる外部人材人件費は、JICA との業務委託契約履行期間開始前のため、計上対象となりません。
44	見積根拠資料	旅費やレンタカー使用の見積根拠資料については、インターネット等での検索画面の印刷でも可能か？	可能です。英語以外の外国語の場合は、日本語訳を付記下さい。
45	P. 1 様式 2 4 現地活動費	機材を現地で使用している期間に機材に保険を掛ける予定だが、その費用を見積りに計上することはできるか？なお、この保険は輸送保険ではなく、車のように車を利用する際に掛けるような保険を想定している。	現地での機材稼働時に係る保険は管理費にて支出願います。

46	見積様式入力方法 様式 1A	人件費について外部人材が対象であるが内部人件費は何処で反映させるのか？内部人材の技術と労務に依存する基礎調査事業の見積には様式 1A の方式は馴染まないのではと思う。	経理処理（積算）ガイドライン P.3 および P.9 記載のとおり、内部人材（提案法人の役員等および従業員）の直接人件費は計上できません。
WEB 登録			
47	企画書 入力フォーム （企画書と同じ内容を記載） * 案件概要※全角 1024 文字以内で入力してください。	「案件概要*全角 1024 文字以内で入力してください。」というのは企画書本体の企画書要約の「提案の概要」（*全体で 120 文字～145 文字）を記載するという事なのか？1024 文字以内で新たに内容がずれないように加筆記載するという事なのか？	企画書要約の転記で結構です。
経理処理（積算）ガイドライン			
48	P.1 精算時に必要となる証拠書類	機材製造・購入費の証拠書類はどのようなものを提出しなければならないのか？	機材の金額により、あるいは自社機材か他者からの購入機材かによって異なります。詳しくは、精算ガイドライン P.17-18 を御確認ください。
49	P.2 (2) 経常経費の対象期間と精算時に必要となる証拠書類	採択決定後、貴機構との契約締結までの間に、準備のために現地渡航が必要となるが、その費用は対象となるのか？	経理処理（積算）ガイドライン P.2 に「契約履行期間のうちに支出する経費のみが、計上の対象です。」と記載ありますとおり、JICA との業務委託契約前の経費は対象外となり、精算対象ではありません。
50	P.4 根拠資料について	機材製造・購入費の根拠資料は、同ガイドライン P15 による算定式に使用した直近 PL か？	直近 P/L とともに、販売実績平均価格を示す資料を御提示ください。
51	P.8 表 1-2 【費目】（中小企業海外展開支援事業） 3. 現地活動費 5) セミナー・広報	教育（人材育成）に関する事業の基礎調査へのエントリーを考えている。「現地でのセミナー、活動成果広報等に必要経費」の経費計上は不可となっているが、「外部専門人材や現地委託会社が行う、教育コンテンツの有効性等の調査」を行うための費用の計上を希望している。その際に、調査のための模擬的な講義が行われる場合は、これはセミナーには該当しないと考えるか？また、現地再委託費に、当該調査に際して支出される、調査対象の母数確保（調査対象の確保）、調査票や調査対象のコンテンツの現地語または英語への翻訳費用を計上しても良いか？	セミナーと関連する調査の経費として＜現地活動費＞中の＜現地傭人費＞あるいは＜現地再委託費＞に必要な金額を計上することは可能です。なお、業務委託契約業務の主要部分あるいは大部分を再委託とすることは、事業主旨等の観点から、想定されておりませんので、御留意ください。
52	P.11 1) -1 直接人件費	直接人件費単価は表 2 「2018 年度格付け基準月額表」で格付けの目安が示されているが、格付け／業務の内容・難易度の例／標準業務経験年数／外部人材向け基準月額を基に算定しこの基準月額以下でも問題ないでしょうか。例えば月額基準 10 万円でも良いか？	当該表記載の基準月額は上限額であるため、提案法人と外部人材候補先との間で合意しているのであれば、当該上限額よりも低い金額での計上は可能です。「その他原価率」と「一般管理費等率」についても同様です。

53	P. 16 2)-1①機材製造・購入費等	機材の性質上、相手国政府関係機関への当該機材の譲渡が困難な場合等は、JICA 所有とせず提案法人が所有する機材に対し JICA が損料を支払う形で借り受けて事業を実施することも可能と定められている。本来であれば、実証事業に伴う試験評価設備（エンジンテストベンチ）を導入したいが、機材の性質上相手国政府関係機関への譲渡が困難なため、弊社が所有するエンジンテストベンチ等の試験設備で本実証事業の試験評価業務を行う場合は、当該項目に合致し、弊社はこの設備の損料を計上することが可能か？	可能です。
54	P. 16 2)「Ⅱ. 直接経費」 2)-1 機材製造・購入・輸送費	普及・実証事業を行うシステムの稼働状況が無線通信を使い遠方監視することも検討している。そのためには、状態確認を行う現地既存プラントに追加設置するセンサーや通信設備が機材として必要になるほか、監視モニターのソフトウェアと通信費も必要になる。情報セキュリティという概念とは異なるがソフトウェアと通信費については売買契約としての価格計上ではなく、使用許諾契約としての価格計上する必要があるか？	御照会中に記載の遠方監視システムが提案「システム」と不可分であり普及実証事業終了後に譲与されるものであるか否かにより異なります。不可分一体である場合は、機材としてのセンサーや通信設備およびソフトウェア・通信費は計上可能です。一方、これらが提案「システム」の一部として通常具備されるのではなく今回の普及実証事業に係る監視目的のみに用いられる想定であれば、これは管理費対応あるいは期初所有機材を使用いただくべきものとなり、計上はできません。
55	P. 20 2) -2 旅費	提案法人の代表者であっても業務従事者となる場合には、現地渡航に係る旅費を計上することが認められるか？	経理処理（積算）ガイドライン p. 20 に「提案法人の業務従事者、および外部人材の業務従事者の現地渡航に係る経費を計上します。」と記載あるとおり、計上可能です。
56	【普及・実証事業】 P. 15、P. 29 a) 損益計算書（P/L）を用いた利益控除方式	当社のP/Lでは販管費及び一般管理費の中に営業及び設計の人件費が含まれてしまっているため、売上総利益率で利益控除を行うと、赤字になってしまう。Ⅲ. 管理費の項目に人件費は含まれていないので、その人件費を製造原価に追加して売上総利益率を計算しても良いか？ 上記が難しい場合、上記の控除をした形で商社に販売し、保険や輸送費を商社に追加してもらう形で、同じ商社から自社製品を購入するという方法は取れないか？	P/L および販売実績平均価格資料をまずは御提示ください。内容の御説明をいただいた上で、やむを得ないと判断された場合は、「製造原価報告書に基づき製造原価を提示する方式」による原価計算を御検討いただきます。なお、ご質問の後段に記載いただいた販売先からの購入は、本事業では想定しておりませんので、お控えください。
57	【普及・実証事業】 P. 19 2)-1 ②現地工事費	実証活動に必要な土地の借地料は計上可能か？	借地料は管理費での対応となりますので、管理費と別に借地料を計上することはできません。経理処理（積算）ガイドライン p. 32 記載のとおり管理費に「地代家賃」を含むことによります。なお、カウンターパートとの合意の下、実証活動に必要な土地利用の了解を受けることは問題ありません。



58	<p>【普及・実証事業】 P. 19 2)-1 ②現地工事費</p>	<p>現地での倉庫費用、仮事務所費用は計上できるか？</p>	<p>現地での倉庫費用、仮事務所諸費用は管理費での対応となりますので、管理費と別にこれらを計上することはできません。経理処理（積算）ガイドライン p. 32 記載のとおり管理費に「地代家賃」を含むことによります。</p> <p>なお、</p> <p>① カウンターパートとの合意の下、これらの提供を受けることは問題ありません。</p> <p>② 機材輸送費中に含まれる倉庫費用は計上可能です。</p>
59	<p>P. 21 航空券クラスと航空賃</p>	<p>契約上限額を勘案してエコノミークラスで見積っているが、実際の渡航時予算額の範囲内で、ディスカウントビジネスクラスを利用することは精算時に問題とならないか？</p>	<p>ビジネスクラス利用条件に適合する業務従事者であれば、左記条件でのディスカウントビジネスクラス料金は精算対象となります。一方、これに適合しない業務従事者であれば、契約のエコノミークラス料金よりも低額でもビジネスクラス料金は精算対象となりません。これを利用された場合は、同等条件でクラスのみ異なるディスカウントエコノミー料金が精算額の上限となります。（参照：経理処理（積算）ガイドライン p. 21～22）</p>
60	<p>P. 22 ①-4 格安航空券にか かる注意事項</p>	<p>格安航空券も可能との事だが、明細が出ないような包括チケットでも精算可能か？その場合にも精算書類にEチケットは必須となるのか？</p>	<p>精算ガイドライン p. 20に記載のとおり、航空賃の精算にあたっては、証拠書類として以下が必要です。</p> <p>a) 旅行代理店または航空会社等からの領収書</p> <p>b) 航空券（e-ticket） （e-ticket 控には、通常は、料金内訳が記載されます。）</p>
61	<p>旅券と航空賃</p>	<p>今回、イランでの支援事業を検討しており、第三国(UAE)の駐在日本人を業務従事者で考えている。採択となった場合、公用旅券について、第三国で公用旅券を発行できるか？それとも日本で公用旅券を発行する必要があるか？</p> <p>仮に、公用旅券取得のために日本に一時帰国となる場合は、 第三国 ⇄ 日本、第三国 ⇄ イラン もしくは 第三国 → 日本 → イラン → 第三国の 旅程となるが、その際に、航空運賃及び経費（例えば日当宿泊等も第三国基点 としてカウント可能か）も計上可能か。</p>	<p>本事業の場合は、原則、一般旅券にての渡航を想定しています。公用旅券の発給場所は、日本のみに限られます。また、公用旅券発給に伴う旅費等は支給されません。</p>
62	<p>【普及・実証事業】 P. 22 ①-5 補足説明（第三国に居住または滞在する者の航空賃など）</p>	<p>本事業に資するグローバル展開のため、現地渡航の際に経由地を設けることは可能か？その場合の旅費、現地作業人件費について、計上可能な範囲を知りたい。</p>	<p>原則として1カ国を選定して提案ください。事業の関係上、やむを得ず複数国にまたがる場合は、企画書にその理由を記載願います。本事業内で業務対象国以外の第三国（経由地）での業務に妥当性且つ経済性があるならば、経理処理（積算）ガイドライン p8 に記載している「2. 旅費」と「3. 現地活動費」の範囲で計上することを、妨げるものではありません。</p>

63	【案件化調査】 P. 29 ④現地再委託費	カウンターパートとして想定している公的研究機関に製品性能試験を委託し費用を支払う場合、現地再委託費として計上可能か？	案件化調査（および基礎調査）の場合、カウンターパートとして想定している公的研究機関に対して再委託先とすることは、原則としては可能です。ただし、経費の妥当性や当該機関の試験能力の妥当が前提となり、前者については複数見積の取得が原則となります。なお、普及・実証事業においては、カウンターパートを現地再委託先として経費を支払うことは認められませんので、御留意ください。
64	P. 29 2)-3 ③現地備人費	調査補助員や事務作業スタッフとして、現地パートナー企業の人材を備上できるか？	原則としては備上できません。ただし、①ご質問中の「現地パートナー企業」が提案法人の子会社や関連会社でないこと、②現地物価水準を踏まえた賃金の妥当性や専門性の適合が確認されることを条件とします。仮に、賃金が外部人材と同等額の人材が必要となる場合は、経理処理（積算）ガイドライン p. 9 の要件⑤を踏まえ、「補強」扱いになる場合もあります。
65	P. 30 ⑤セミナー・広報費	公的機関の職員向けにセミナーのため、現地語もしくは英語の資料を作成する予定である。資料の作成に関連する資料（翻訳費、印刷費等）も広報費として計上可能か？	案件化調査、普及・実証事業では、翻訳費は（現地活動費）で計上可能です。セミナーのパンフレット等を作成する場合は、セミナー・広報費として計上可能です。
66	P. 31 2)-4. 本邦受入活動費	現地再委託先の技術者に対して、弊社設備の維持管理に必要な技術・ノウハウの研修を現在稼働中の日本国内プラントにおける実施が必要な場合、その費用は本邦受入活動費、あるいは現地再委託費用として計上することは可能か？	左記条件による本邦受入活動費や現地再委託費は計上できません。 現地再委託は、再委託先が再委託業務に対応する能力を有することを前提として再委託にかかる経費を支出するものであり、再委託先の技術力向上を目的とする経費は、認められません。 本邦受入は、再委託等の契約が想定されない相手国政府関係機関職員等を受け入れる制度であるため。現地再委託先あるいは再委託予定先の技術力向上を目的とする経費は、認められません。
67	P. 33 「見積根拠資料提出前の留意事項チェックリスト」全体対象のチェック項目について	「見積価格の根拠として採用した見積根拠資料の右上に「採用」、それ以外の見積根拠に「不採用」と記載がされている」というチェック項目があるが、見積根拠資料は「不採用」としたのも提出必要があるのか？	「不採用」としたのも提出願います。
68	P. 33 「見積根拠資料提出前の留意事項チェックリスト」全体対象のチェック項目について	「相見積の取得ができていない場合、その理由を説明できるように準備されている」というチェック項目があるが、見積全てに関して相見積が必要か。あるいは一定金額を超えるもののみ相見積となるのか？	原則としては、計上金額妥当性の確認のため、全てについて相見積を要します。そのため、例外的に一者見積となる場合には、①複数見積取得が困難な理由①一者見積の金額の妥当と認められる理由につき御説明をお願いしております。
69	業務費用	カウンターパート機関から、発生する業務費用についての負担を求められた場合、JICAの精算対象となるか？	原則、精算対象外です。カウンターパートの旅費、人件費、光熱水料等は、カウンターパートに負担して頂きます。

70	P. 6 ODA を活用した中小企業等の海外展開支援	今回の 2018 年度基礎調査・案件化調査・普及実証事業全体に係る JICA 予算について、2017 年度から総額としての増減はあるか？総額が減額となっている場合は競争激化が予想されるため、目安としてご教示頂きたい。	JICA の予算は運営費交付金を主としており、個々の事業の予算の増減をお示しすることはできません。
71	【案件化調査】 P. 12 審査基準	案件化調査の実施場所が対象国内で変更になる可能性がある場合でも応募が認められるか？	応募は可能ですが、可能な限り想定される複数の候補地を選定又はこれら候補地に共通する内容（例：人口 50 万人程度の都市、乳幼児死亡率の高い地域）してください。
72	【基礎調査】 P. 22 ＜本制度の対象外となる提案＞ 現地のリソースの開発・生産のみを行う海外事業等ビジネス・プロセスの一部みに限定される海外事業	生産財の設計を日本国内で行なっていますが、途上国の工科大学より設計人材の養成を共同で行いたいとの要請があった。人材養成事業が軌道に乗れば、子会社設立等により当該国での設計業務の実施も可能になると考えている。受け入れ国にとっては、教育機関と日本企業が協力した人材養成事業により、産業人材の育成という開発課題に資すると考えている。ただし、当該国での当社の設計を利用した生産財の製造は、産業の発展段階から考えて将来のこととならざるをえない状況であるが、説明会資料 p. 22 にあるように、「開発・生産のみを行う海外事業等ビジネス・プロセスの一部みに限定される事業」とみなされ、基礎調査の対象外となることはないのか？	本事業は提案法人からの提案に基づき、提案法人の有する優れた技術力と製品、事業アイディアによる開発課題解決の可能性及び ODA 事業との連携可能性事業との連携可能性の検討に必要な基礎情報収集と事業計画案策定に係る調査を行うことを目的としております。ご提案の調査スコープをどのようにとるかによって判断は分かれますのでご承知おきます。
募集要項説明会資料（見積金額内訳書作成時の留意点）			
73	【案件化調査】 P. 6 負担経費	輸送した資機材は必ず持って帰ることの説明があったが、現地で埋設設置するため持って帰れないもの（地中熱交換器）の購入・輸送費は計上できるか？	輸送費は往復分を原則とします。（調査に使用した結果なくなってしまうような消耗品の物品は例外です。）従って、持ち帰りを想定しない資機材の輸送費は、往路分のみも計上できません。なお、現地で埋設設置するような業務対象国側の土地やインフラに手をいれる場合は、事前許可が必要となります。また、本質問には該当しないものの、往路分の計上ができる例外は、経理処理（積算）ガイドライン p. 8 の（注 2）のとおりです
74	【普及・実証事業】 P. 6 計上いただける費目	機材を設置するための工具（電動工具等）の輸出入を計画していますが、この運送費も計上できるのか？	消耗品の輸送経費は、原則として、管理費にて充当する対象となります。ただし、提案機材と不可分であり、それなしでは機材が機能しないような消耗品は、機材本体と同様に輸送費の計上が可能です。
75	【案件化調査】 P. 13 計上できる費目	案件化調査で計上できない事項として、現地における機材の据付、設備の建設、土木工事等にかかる再委託費用が挙げられているが、P. 7 では現地再委託費が計上可能となっている。どちらが正か？	案件化調査では、調査・分析を原則として実証活動等は想定しておりませんので、現地工事費の計上は不可になります。経理処理（積算）ガイドライン p. 8 表 1-2 にても現地再委託費に関し「定義・内容」欄に「1）機材製造・購入費等 ③現地

			工事費に係る委託経費を除く」と記しております。
76	P. 9、P. 10 外部人材として認められない例	提案法人（中小企業）の現地法人を当初外部人材として参画させることを当初検討していたが、貴機構ご説明の内容では、難しいのではないかと思われる。このため、当該現地法人を外部人材ではなく、JV（共同提案者）として参画させようと思うが、差し支えないか？提案法人の現地法人とJVを組んでも差し支えないか？	本事業では、共同企業体企業も、日本で登記されている中小及び中堅企業である必要があります。従って、現地法人は共同企業体ではなく、提案法人の補強という扱いでお願いいたします。
77	【普及・実証 事業】 P. 13 現地工事費	提案企業法人の職員が現地に赴いて機材の据付、ソフトウェア構築をする場合の消耗品もここで計上できるのか？再委託費用のみで提案企業法人自らの費用は計上できないのか？	消耗品の購入経費は、原則として、管理費にて充当する対象となります。ただし、提案機材と不可分でそれなしでは機材が機能しないような消耗品（例：電動ノコギリ替刃）や、調査や活動に直接に要する消耗品（本Q&A No. 29 参照）は、機材費として計上が可能です。据付等を再委託する場合は、これら経費が含まれることの妥当性・経済性を個別に判断します。
78	P. 17 旅費	外部人材が海外居住者である場合、本邦受入活動時（提案企業のサポート、通訳対応等）の日本への旅費・日当は計上できるのか。また、その活動は「現地業務」となるのか？	原則としては計上可能です。ただし、①旅費を費やして当該外部人材を来日従事させる必要性和経済性、②日本での業務と当該外部人材の専門性および格付との適合等は、契約交渉で確認します。 なお、海外居住外部人材の日本での活動は場合の日本での業務は現地業務扱いとなります
79	P. 17 旅費	外部人材が提案企業法人所在地と離れており、本邦受入活動時に提案企業のサポート、通訳対応等をする場合、外部人材の国内旅費・日当は計上できるのか？	本邦受入活動時も含めて日本国内での国内旅費・日当等は計上できません。
80	P. 19 セミナー・広報費	現地における展示会への参加費用は計上対象か？ 現地におけるセミナー実施に関わる現地語でのHP開設費用、パンフレット作成費用も計上対象か？	提案機材・技術を広報するための、現地展示会参加費用は、セミナー・広報費として計上可能です。また、現地セミナー実施に関わる現地語ウェブサイト開設、パンフレット作製費用等も計上可能です。ただし、提案機材・技術の広報という目的を超えて、提案外製品・技術の広報など提案法人自体の知名度向上目的とする広告・宣伝や、本件事業終了後にも活用することを目的とした資料作成に係る公費負担は想定されませんので、御留意ください。また、セミナー・広報の立案にあたっては、ターゲット（例：業務対象国の一般市民、政府関係者、民間企業経営層など）、発信すべきコンテンツ（例：SDGs への貢献）、発信方法（例：セミナー、パンフレット、バナーなど）を明確に設定し、事業目的を達成するための有効且つ効率的な投入となるように

			計画してください。
--	--	--	-----------